

時事新報

第三千五百三十三號
明治廿五年十一月十八日(金曜日)
舊曆壬辰年九月十八日(甲寅)
日出版六回(甲寅) 日出版五回(乙卯)
月入千四百五十五分 月入千四百五十五分
年入五萬三千五百分 年入五萬三千五百分
西曆一千八百九十三年

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し
一 一月前金五元 三月前金十元 六月前金二十元 一年前金四十元 半年前金三十元 半年前金二十元 半年前金十元 半年前金五元
○ 時事新報社より直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一月月十三日ノ郵送料ヲ加ス
時事新報廣告料(前定)
一行五箇活字廿四行 一日 六日 以上 七日 以上 八日 以上 九日 以上 十日 以上 十一日 以上 十二日 以上 十三日 以上 十四日 以上 十五日 以上 十六日 以上 十七日 以上 十八日 以上 十九日 以上 二十日 以上 二十一日 以上 二十二日 以上 二十三日 以上 二十四日 以上 二十五日 以上 二十六日 以上 二十七日 以上 二十八日 以上 二十九日 以上 三十日 以上 三十一日 以上 三十二日 以上 三十三日 以上 三十四日 以上 三十五日 以上 三十六日 以上 三十七日 以上 三十八日 以上 三十九日 以上 四十日 以上 四十一日 以上 四十二日 以上 四十三日 以上 四十四日 以上 四十五日 以上 四十六日 以上 四十七日 以上 四十八日 以上 四十九日 以上 五十日 以上 五十一日 以上 五十二日 以上 五十三日 以上 五十四日 以上 五十五日 以上 五十六日 以上 五十七日 以上 五十八日 以上 五十九日 以上 六十日 以上 六十一日 以上 六十二日 以上 六十三日 以上 六十四日 以上 六十五日 以上 六十六日 以上 六十七日 以上 六十八日 以上 六十九日 以上 七十日 以上 七十一日 以上 七十二日 以上 七十三日 以上 七十四日 以上 七十五日 以上 七十六日 以上 七十七日 以上 七十八日 以上 七十九日 以上 八十日 以上 八十一日 以上 八十二日 以上 八十三日 以上 八十四日 以上 八十五日 以上 八十六日 以上 八十七日 以上 八十八日 以上 八十九日 以上 九十日 以上 九十一日 以上 九十二日 以上 九十三日 以上 九十四日 以上 九十五日 以上 九十六日 以上 九十七日 以上 九十八日 以上 九十九日 以上 百日 以上

本社(寄稿)付
一行五箇活字廿四行 一日 六日 以上 七日 以上 八日 以上 九日 以上 十日 以上 十一日 以上 十二日 以上 十三日 以上 十四日 以上 十五日 以上 十六日 以上 十七日 以上 十八日 以上 十九日 以上 二十日 以上 二十一日 以上 二十二日 以上 二十三日 以上 二十四日 以上 二十五日 以上 二十六日 以上 二十七日 以上 二十八日 以上 二十九日 以上 三十日 以上 三十一日 以上 三十二日 以上 三十三日 以上 三十四日 以上 三十五日 以上 三十六日 以上 三十七日 以上 三十八日 以上 三十九日 以上 四十日 以上 四十一日 以上 四十二日 以上 四十三日 以上 四十四日 以上 四十五日 以上 四十六日 以上 四十七日 以上 四十八日 以上 四十九日 以上 五十日 以上 五十一日 以上 五十二日 以上 五十三日 以上 五十四日 以上 五十五日 以上 五十六日 以上 五十七日 以上 五十八日 以上 五十九日 以上 六十日 以上 六十一日 以上 六十二日 以上 六十三日 以上 六十四日 以上 六十五日 以上 六十六日 以上 六十七日 以上 六十八日 以上 六十九日 以上 七十日 以上 七十一日 以上 七十二日 以上 七十三日 以上 七十四日 以上 七十五日 以上 七十六日 以上 七十七日 以上 七十八日 以上 七十九日 以上 八十日 以上 八十一日 以上 八十二日 以上 八十三日 以上 八十四日 以上 八十五日 以上 八十六日 以上 八十七日 以上 八十八日 以上 八十九日 以上 九十日 以上 九十一日 以上 九十二日 以上 九十三日 以上 九十四日 以上 九十五日 以上 九十六日 以上 九十七日 以上 九十八日 以上 九十九日 以上 百日 以上

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填寫するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社に其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに進行を速むる場合も算からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向日發送あらんとす

時事新報

文明の進歩底止する所を知らず蒸氣車の運動既に吾々を驚かして漸く之に慣れ、熱心なれを擴張せんとする其最中に蒸氣を迂りて電氣に見へんとするものあり電氣鐵道の説は凡に歐米諸國に行はれて幾回か之を試み、隨て試み隨て失敗して實効を見ざるを久しかりしが兩三年前に面目を改めて就中獨逸の如き米國の如き其最も著しき者にして既に明年米國シカゴ府の世界博覽會には會場よりセントルイスに至るまで凡そ二百八十哩の間に電氣鐵道を敷き速力一時間一百哩の豫算を以て目下其工事計畫中なりと云ふ左の一編は九州鐵道會社の技師總長なる獨逸工學士ローム、ヤナル氏の起草したる横文の翻譯なり昔中電氣鐵道と蒸氣鐵道との得失利害を論じて電氣の利を示すと明なり殊に其末段に至り日本國の如き自今漸く鐵道事業を擴張せんとする國にては既有的の汽關車多からざれば其始末に苦しまずして新に電氣法を用ふるに易く又狭軌道をして歐米諸國の鐵道に等しき速力を得せしむ可し云々は最も等閑視す可らざるものなり尙ほ又我輩の所見を以てするに日本の地勢は水力の便多きが故に沿道の給電所に之を利用するの工風もある可し何れにしても我國の鐵道家は電氣の一事に付き十分を期考して其利益を空ふせざらんとい我輩の冀望する所なり

電氣鐵道と汽關車鐵道の比較

市街鐵道に於ては馬車營業に代るるに電氣營業を以てし經濟上の一大利益を見るを得たり元來電氣營業は汽關車鐵道内に於て一層貴重せらる可きものなれども其未だ然らざる所以は他なし一は電氣鐵道の特性を識知するもの電氣技術部内に止まるに因り一は電氣營業の眞價を知らずして之を低評し動力機性の際其消費大にして爲めに電氣營業の費用は從來より遙に

大なるべしと想像したるに基くなり然れども此意見は最近時に於て強流電氣應用の際、得たる所の經驗に依りて既に排斥せられたり故に漸次各技術部に於て電氣機械の利益を研究し強流電氣應用の度を重ぬるに從て電氣作用は鐵道事業に一大影響を及ぼし著き進歩を爲すものと期して待つべきなり

今左に電氣營業を汽關車營業に比較し簡單なる考察を下さんとす
從來の經驗に從へば電氣鐵道の作用力(誘導電氣力と電氣力)を電流に變する際に於ても前記の場合と同様の好割合を示すものとす即ち發電器に移したる機械力の九割は電流に變するを得べし然るに電氣機械力に移するに先づ存在の機械力を電氣に依りて電流に變するを得ざるを以て所要の作用力は凡そ八割(0.8)に止まり使用したる動力の二割は熱となりて目的の動力より消失す然れども消失總額は未だ此二割に止まらず尙ほ電氣と電氣との間に必要の誘導電線に於て減少するものとす而して弱流電氣應用の場合に於て距離遠大に涉るときは非常に太き誘導電線を具附せざれば前記の損失甚大なり然れども斯の如き誘導電線の費用は頗る大にして電氣營業は此場合に於て唯短距離に於てのみ收支相償を得べし之に反して強流電氣應用の場合に於ては此要なく距離遠くして移動すべき電氣動力洪大なるものと雖も割合に細き誘導電線にて用い可し故に誘導電線に於ける消失を一割乃至一割五分とし適當の強流電氣を應用するときは誘導電線の費用をして經濟上許す所の範圍を超えしむるものとなく相當の電氣鐵道を建設するものとを得るものと假定するを得べし即ち總消失動力は三割乃至三割五分なりとす斯の如き動力消失にも拘らず電氣鐵道營業は尙ほ經濟に適し得ると云ふは頗る奇なるが如くなれども詳細なる觀察を下すとせば電氣營業は實に汽關車營業に比して遙に低廉なるものと瞭然たり茲に唯特に注目するもの二件あり則ち一は無益なる重量として毎に隨伴せざるを得ざる所の汽關車の重量輕少ならざるものと一は汽關車内に於て燃料を充分利用し能はざるものと是れなり第一點は電氣營業に於ては電氣鐵道の重量に止まり是れは鐵道に輕量のものにして車輛の軸上に直接附着するものなり今歐洲の鐵道に於ける如く平均速度を六十五キロメートルとし車輛送致力は全列車送致力の六割二分なりとするとせば汽關車鐵道の爲め動力を消失するものと三割八分なり又第二點に就ては汽關車營業に於ては一馬力一時間の爲め消費する石炭量は一千五百グラム(一、五キログラム)とす然れども蒸氣鐵道機械は發電器に就て見る如くワット(Watt)式の製造方にして且つ凝縮器を有する場合に於ては右に等しき動力の爲め僅に八百グラム(〇、八キログラム)を要す故に電氣營業は前記最小作用力即ち六割五分を示すものとす

今の汽關車營業が同等の列車を送致し其他同等の場合に於て費消する石炭量の(0.8x0.8x0.8)五割一分のみを要するものと判然たり之に依りて電氣營業は汽關車營業に比して遙に低廉なる費用を以て列車を送致するを得べきものなり (以下次號)

官報

勅令 去る十五日の本欄文武高等官等中計檢査院の第三等の補任の官報に是正あり

勅令 明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充ヘキ費途ノ件ヲ裁可シ茲之ヲ公布セム
御名 御璽
明治二十五年十一月十六日 大藏大臣渡邊國武

勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

農商務省令第十六號 勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

農商務省令第十六號 勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

農商務省令第十六號 勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

農商務省令第十六號 勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

農商務省令第十六號 勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

農商務省令第十六號 勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

農商務省令第十六號 勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

農商務省令第十六號 勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

農商務省令第十六號 勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

農商務省令第十六號 勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

農商務省令第十六號 勅令第九十八號 獸疫費ハ明治二十五年年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得
農商務省令第十六號 鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス
本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
明治二十五年十一月十七日 農商務大臣伯耆後藤象二郎

報

大坂府知事信任投票の内決 大坂府にては本年二月衆議院議員總選舉に際し官吏が干渉したりとて民黨派に屬する府會議員殊に郡部議員中には大に其非を鳴すものあり當時の書記官高崎親章氏及び現任警部長山下氏等に談判したるも遂に泣寝人の姿に歸し其復讐とし府會の開會次第機密費を削減する等大に爲す處ありんとする模様見えたり爾來高崎書記官は今の警保局長に榮轉したるも知事山田信道氏は依然在職するが故に民間有志家の憤憤尙ほ暗れず何時か折もあらばと運動するの下心ありしに彼の第四回内閣勸業博覽會開會の希望に就て市部一部の感情を害し近頃知事山田の行爲は頗る冷淡なりとの噂ありしに據て加へて是に鑄失せし府會議事堂再築費三萬千四百三圓餘の決議は當初の設計に阻礙し中途地盤費に凡七千六百九十圓餘の不足を生じ遂に臨時府會を召集して追加議定の必要を感ずるに至りたるは是非もなき次第なり左れば前號の